

防火木材利用推進協議会 会則

1. (構成)

本会は会員、アドバイザーにより構成される。

2. (目的)

本会は、信頼される防火木材を製造販売する為に、防火木材の製造上の品質維持・向上、及び防火木材の正しい利用方法啓発と利用促進の活動を行なうことを目的とする。

3. (活動)

本会は、前項の目的達成の為に、防火木材の品質向上・利用促進の為に以下の活動を行なう。

- ① **【品質管理】** 市場抜き取り検査及びその他の定期検査を毎年行う。実施要綱は別途に定める。
抜き取り検査の結果、1回目の不合格品を出した会員に対しては、指導を行う。さらに2回目の不合格品を出した会員には、指導勧告を行い、指導勧告に従わない場合は、本会からの除名処分とする。
- ② **【開発・改善】** 防火木材に関する製品開発と、防火木材の生産技術・品質管理手法の開発改善、情報交換を行う。
- ③ **【理事会】** 理事会は年2回以上開催する。

4. (本部)

本会の事務局は、越井木材工業株式会社が行う。

5. (役員)

本会は、会長1名、監事1名、理事複数を置くことができるものとし、構成員の互選により決定する。

6. (理事)

理事会は、本会の理事によって構成される。

7. (会員資格)

本会の会員は、原則として防火木材の加圧注入処理設備を有し、全数検査を実施する会社とする。但し、理事会で承認された場合は、この限りではない。

8. (入会・脱会)

本会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、会員の紹介を必須とし理事会の承認を得なければならない。本会の脱会についてはこれを防げぬものとするも、その旨事務局に届け出ることを要する。会員会社が破綻した場合もしくは、防火木材の製造を停止した場合は脱会するものとする。

9. (会費)

本会の運営に関する必要経費は、企業会員より徴収する会費を以ってこれに充当する。金額は、必要に応じてその都度協議して決定する。

10. (事業年度)

本会の事業・会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

11. (会計監査)

本会の会員より、監事を選出し、監事は年度終了後直ちに本会の会計監査を行い、検査結果を、協議会に報告する。

12. (諸事項)

本会則に記載のない事項については、その都度協議して決定する。

13. (解散・会則変更)

本会の解散及び会則の変更は、協議して決定するものとする。

初版：平成28年7月12日

改訂：平成30年10月18日

以上